

**要綱案の範囲に含まれない点に関する事項等
(前回等の部会で出された意見)**

5 (前注) 本資料は、要綱案の範囲に含まれない点に関して、前回等の部会において出された意見をまとめたものである。

1 法改正に伴う経過的な措置

法改正に伴う経過的な措置に関して、次のような意見が出された。

- 10 • 現行法の制度の利用者において、希望があれば法改正後の新しい補助の制度に移行できるようにすることが必要である。
- 現行法の制度の利用者において、法定後見制度の利用をやめたいという希望があればやめられるようにすることが必要である。
- 現行法の制度の利用者において、その希望に応じて、新しい補助の制度への移行や、法定後見制度の利用をやめることができるようにしておかないと、改正法の施行まで、法定後見の申立てを控えるという事態が生ずる。

2 成年後見登記

20 成年後見登記に関して、次のような意見が出された。

- 代理権、同意権目録に関して、現時点の代理権や補助人の同意を要する事項が何であるかが明瞭に分かる登記とすることを希望する。履歴が出来るようにすることも考えられる。
- 任意後見と法定後見とが併存することに伴い、本人単位で名寄せすることができるような仕組みを設けることを希望する。
- 登記の迅速化を希望する。

3 法定後見制度の将来に向けた課題

法定後見制度の将来に向けた課題に関して、次のような意見が出された。

- 30 • 特定補助人を付する処分の審判の利用状況が分かるように統計をとることや更にどのような事案で利用されているのかを検討する機会を設けることが重要である。
- 法定後見制度において事理弁識能力を欠く常況にある者であると認定されたことを踏まえた民法や人事訴訟法等の規律について、法定後見制度

での認定を利用することなくそれぞれの分野においてどのような規律とするかを検討する機会を設けることが重要である。

- ・見直しの内容の周知や見直し後の運用に必要な体制の整備が重要である。